

四	三	二	一	件	令	省	○
發行方法	用振替等の適法	の法規	発行項及の根拠	號名	令和元年八月八日	和三十一年七月十八日	財務省告示第十八号
			及びその規定	称及記	第三次十号	三十一年七月十八日	に關する

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利  
 市め別つ入入。格替適下へ債項律計号法め営四政九付  
 場る参て札札に以を機用一平、第ニ～律のに号法回國  
 特も加、と發よ下競闘を振株式十す三平債要第昭庫  
 別の者財同行る「争は受替十三年債券大利付。  
 参にご務時一發価に日け法」三る条成のな四和利規定  
 加よと大にと行格付本る「と昭和五十七年債に基づ  
 者るに臣行い競し銀もとの國債に發行き、大藏  
 発応がわう以争て行のう。」律一十行源第十二百六  
 第行募各れ。下入行とと。」律四のの一二年太郎  
 I（限國る、「札わする。」）並年特確項年太郎  
 非度債入価価「れ。」十成び法例保及法律  
 価額市札格格とる。そ規第百三  
 格国を場で競競い入の定。」第年別百する政三  
 第年別百する政三

六

イ  
發

入価 入価・別債行争非者特国  
札格行札格第参市及入価・別債  
発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ  
方募

入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

律のに億つ定う額  
第公必四いにち面  
三債要千て基、金  
条のな七はづ財額  
第発財百、き政で  
一行源四額発法七  
項のの十面行第千  
の特確万金し四二  
規例保円額た條百  
定にを、で利第八  
に閑図財九付一十  
基する政百国項一二  
づるた運九債の億  
き法め當十に規円

込募各当も各  
み限國ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を圃別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申応りい

發別にご務後格競  
行參よと大に競争  
一加るに臣行争入  
と者発応がわ入札  
い・行募各れ札發  
う第へ限國るの行  
。Ⅱ以度債入募  
非下額市札入と  
価一を場でのい  
格國定特あ決う。  
競債め別つ定一  
争市る參てを及  
入場も加、しひ  
札特の者財た価

## 七

ハ

ロイ  
払

争非者特国行争非者特国入価込  
 入価・別債入価・別債札格金  
 札格第参市札格第参市発競金  
 発競Ⅱ加場発競Ⅰ加場行争額

千  
二  
百  
二  
億  
四  
千  
三  
百  
三  
十  
六  
万  
円

ハ

ロ

行争非者特国行争非者特国  
 入価・別債入価・別債札格  
 札格第参市札格第参市  
 発競Ⅱ加場発競Ⅰ加場

万千七  
円七千  
百三  
二百五  
十  
九  
十  
一  
億  
一  
圓  
付  
会  
項  
計  
債  
に  
規  
関  
億  
つ  
定  
す  
圓  
い  
に  
る  
て  
基  
法  
&  
づ  
律  
額  
き  
第  
面  
發  
四  
金  
行  
十  
額  
し  
六

でた条特  
 千利第別  
 百付一會  
 九國項計  
 十債のに  
 一に規關  
 億つ定す  
 圓いにる  
 て基法  
 &づ律  
 額き第  
 面發四  
 金行十  
 額し六  
 でた条特十  
 千利第別九  
 七付一會億  
 百國項計千  
 八債のに五  
 億に規關百  
 円つ定す四  
 いにる十金  
 て基法、づ  
 額き第、面  
 金行十、額  
 十つ定す千  
 いにる七面  
 基法百金し  
 はづ律二額  
 万四付円  
 行四十円千  
 し六、九債  
 額た條特百  
 万額た條特  
 、づ律円で  
 千付一會十  
 三国項計二  
 百債のに億  
 三に規關三、

十四	十 四	十 三 二	十 十 口 イ 一	十 十 八 發	九 八 振 額 最 低 行 替 額 面 單 位 金
初		の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発			
期		払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債 札 格 行 行			
利		込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値			
子		み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日			
金 と 令	額	る 定 り 払 募 年		錢 額 錢 額	令 す 額 の 振
額 し 和	面 金 額 の 総 額	。 す 算 込 入 ○		面 以 面	和 る の 記 替
を 、 元		る 出 金 決 。		金 上 金	元 。 整 載 法
支 次 年		期 し 額 定 三		額 の 額	年 数 又 の
払 の 十		日 た に の パ		百 そ 百	七 倍 は 規
う 算 二	×	に 金 加 通 ।		円 れ 円	月 の 記 定
。 式 月		払 額 え 知 セ		に ぞ に	金 錄 に
た に 二	100   0.3	い を 、 を ン		つ れ つ	額 は よ
だ よ 十	×	込 第 次 受 ト		き の き	日 に 、 る
し り 日	365   28	む 二 の け		百 応 百	よ 最 振
、 算 を		も 十 算 た		円 募 円	る 低 替
支 出 支		の 号 式 者		九 価 九	も 額 口
払 し 払		と に に は		十 格 十	の 面 座
期 た 期		す 規 よ 、		六 五	と 金 簿

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

令 財 日 額 令 る い 日 每 額 次 そ が  
和 務 本 面 和 利 て を 年 面 金 額 号 の 銀  
元 大 銀 金 二 子 、 支 六 期 及 翌 行  
年 臣 行 額 十 を そ 払 月 × 日 び 営 休  
七 か 百 一 支 の 期 二 100 | 0.3 に 第 業 業  
月 ら 円 年 払 日 と 十 × つ 十 日 日  
十 通 に 六 う 以 し 日 2 | 1 い 六 に に  
八 知 つ 月 。 前 、 及 て 号 支 当  
日 を き 二 六 各 び 同 に 払 た  
受 百 十 月 支 十 じ お う る  
け 円 日 間 払 二 ° い ( と  
た に 期 月 ° て 以 き  
者 属 に 二 規 下 は  
す お 十 定 、 、